

入居のしおり

— 快適にお住まいいただくために —

※本書は、入居後の生活・設備・緊急時等に関する共通のご案内です。
物件名・号室・賃料・敷金・支払方法・保証会社等の契約条件は、賃貸借契約書、
重要事項説明書、保証会社その他の契約時交付書類をご確認ください。

目 次

1	ご入居にあたって	2
2	電気・ガス・水道の利用	2
3	居住中のお願い	2
4	水回りのトラブルと応急措置	3
5	日常のメンテナンス	3
6	災害・緊急時の対応	3
7	契約更新・解約（退去）手続き	4
8	三和開発株式会社 連絡先	4

1 ご入居にあたって

1-1 契約書等の確認・保管

契約に関する書類は、内容をご確認のうえ大切に保管してください。

1-2 契約条件の確認

賃料・敷金・支払方法等の契約条件は、契約時に交付された書類をご確認ください。保証会社をご利用の場合は、その契約内容・案内に従ってください。

1-3 住所変更等の手続き

転入・転出、郵便物の転送その他の住所変更は、必要に応じて各窓口でお手続きください。手続方法等は各機関の最新情報をご確認ください。

2 電気・ガス・水道の利用

2-1 電気

通常は戸内のブレーカーを入れることで電気を使用できます。利用開始日など、必要な手続きは電力会社へご連絡ください。

2-2 水道

水道の元栓を開けてご使用ください。利用開始手続きが必要な場合や、管理会社が検針する物件等は、契約時の案内に従ってください。

2-3 ガス

ガスの開栓には立会いが必要な場合があります。事前にガス会社へ利用開始の手続きを行い、ガスの種類に適合した器具を使用してください。

3 居住中のお願い

3-1 部屋・設備の取扱い

部屋や備え付け設備は大切に使用してください。雨漏り・漏水・設備故障等の不具合が生じた場合は、必要な応急措置をしたうえで当社へご連絡ください。

3-2 共用部分・避難経路

- 廊下・階段・ベランダ等の共用部分は、緊急時の避難経路となる場合があります。避難の妨げとなるゴミ・荷物・私物等を置かないでください。
- 消火器・非常ベル等には緊急時以外は触れないでください。紛失・故障等を発見した場合はご連絡ください。

3-3 騒音・生活マナー

- 夜間・早朝など、他の入居者の迷惑となる時間帯の掃除機・洗濯機の使用はお控えください。
- テレビ・音響機器等の音量に配慮してください。
- 危険物の持ち込みはしないでください。

3-4 当社への届出

長期間お部屋を留守にするときや、入居者の変更・増員など契約内容に変更がある場合は、事前に当社へご連絡ください。

3-5 ゴミ出し

ゴミは地域・物件で定められた場所・曜日・時間・分別方法を守って出してください。粗大ゴミ等は自治体や契約時の案内をご確認ください。

3-6 防犯・施錠

外出時は玄関だけでなく、窓等の施錠もご確認ください。盗難等の被害に遭った場合は、警察へ連絡したうえで当社へご連絡ください。

4 水回りのトラブルと応急措置

水回りのトラブルが発生した場合は、可能な範囲で応急措置を行ってください。危険を伴う作業や分解・修理は行わず、改善しない場合は当社へご連絡ください。

4-1 水漏れが発生したとき

まず水を止め、床にこぼれた水をタオル等で吸い取ってください。階下への漏水のおそれがある場合は当社へご連絡ください。濡れた照明器具等には触れないでください。

4-2 トイレが詰まったとき

続けて水を流さず、市販のラバーカップ等で詰まりの解消を試みてください。解消しない場合は当社へご連絡ください。

4-3 トイレの水が止まらないとき

必要に応じて止水栓を閉めてください。改善しない場合は当社へご連絡ください。

4-4 蛇口等から水漏れしたとき

必要に応じて元栓・止水栓を閉めてください。無理な分解・修理は行わず、当社へご連絡ください。

5 日常のメンテナンス

5-1 換気・結露・カビ

こまめに換気し、結露は早めに拭き取ってください。家具は壁から少し離し、押入れ・クローゼット等も適宜換気してください。

5-2 キッチン・換気扇

油污れは早めに拭き取り、換気扇は定期的に清掃してください。排水口にはゴミや油を流さないでください。

5-3 浴室・洗面所

使用後は十分に換気し、排水口の髪の毛等はこまめに取り除いてください。

5-4 トイレ

トイレットペーパー以外の物は流さないでください。

5-5 洗濯機

給水・排水ホースが確実に接続されていることを確認してください。接続不良やホース外れは漏水事故の原因となります。

5-6 エアコン

フィルターは定期的に清掃してください。異常音や水漏れがある場合は、使用を中止して当社へご連絡ください。

5-7 設備・床・建具

設備や建具は大切に使用し、破損や不具合を発見した場合は早めに当社へご連絡ください。

6 災害・緊急時の対応

6-1 日頃の備え

日頃から避難経路・避難場所を確認し、災害時は自治体・公共機関等の避難情報に従って行動してください。

6-2 火災

火災を発見した場合は、身の安全を確保して周囲に知らせ、119 番へ通報してください。危険を感じた場合は速やかに避難してください。

6-3 ガス漏れ

ガス臭を感じた場合は火気や電気スイッチを使用せず、可能であれば窓を開けて換気し、ガス事業者等へ連絡してください。

7 契約更新・解約（退去）手続き

7-1 契約更新の手続き

1. 契約終了日が近づきましたら、当社より更新のご案内をお送りします。更新されない場合は、解約通知書をご提出ください。
2. 更新される場合は、期日までに「更新覚書」へ必要事項をご記入のうえ、ご返送ください。手続き完了後の「更新覚書」は大切に保管してください。

7-2 解約（退去）

1. 解約は、必ず賃借人ご本人から書面（解約通知書）でお申し入れください。解約通知後の変更・取消しは原則としてお受けできません。郵送・FAX の場合は、当社へ到着をご確認ください。
2. 解約予告期間は契約内容により異なります。解約日および賃料等の発生期間は、賃貸借契約書をご確認ください。
3. 退去時には原則として退去立会いを行います。使用状況等により原状回復が必要な場合は、賃貸借契約書等に基づき費用をご負担いただくことがあります。

7-3 ライフライン等の解約・住所変更

電気・水道・ガス・インターネット等の解約・移転、郵便物の転送や住所変更等は、退去日までにお手続きください。

7-4 退去時の清掃・残置物

退去時は室内を清掃し、荷物・私物を残さないようご確認ください。ゴミは物件・地域のルールに従って処分し、粗大ゴミは事前に手配してください。残置物等の処分費用はご負担いただく場合があります。

7-5 退去立会い

退去時は、当社または当社指定の担当者が立会いのうえ、居室内を確認します。鍵はスペアキーを含めすべてご返却ください。電子錠の場合は当社の案内に従ってください。設備・備品の取扱説明書等は室内に残してください。

7-6 敷金等の精算

退去立会い後、必要に応じて精算内容をご案内します。原状回復費用その他の精算は賃貸借契約書等に基づいて行い、敷金をお預かりしている場合は、精算後に返還額または不足額をご案内します。

8 三和開発株式会社 連絡先

〒569-0826 大阪府高槻市寿町 2 丁目 21 番 29 号

TEL : 072-695-3516 FAX : 072-692-1021

※営業時間・休業日等の最新情報は、当社ホームページ等でご確認ください。